

法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践 特定都市河川浸水被害対策法の適用

資料-3

概要

- 気候変動により、本支川合流部や狭窄部などの箇所において、従来想定していなかった規模での水災害が頻発している（例）平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風 等
- このため、今後、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川を全国の河川に拡大し、ハード整備の加速に加え、国・都道府県・市町村・企業等のあらゆる関係者の協働による水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくりを進めるとともに、流域における貯留・浸透機能の向上を図る

特定都市河川の指定対象

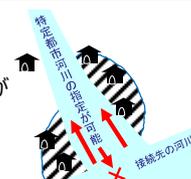
市街化の進展

市街化の進展が著しく、**家屋連坦等により河道拡幅が困難な河川**



自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への**排水制限**が想定される河川



狭窄部、景勝地の保護等

のため河道整備が困難又は**海面潮位等の影響**により排水が困難な河川



流域治水の計画・体制の強化

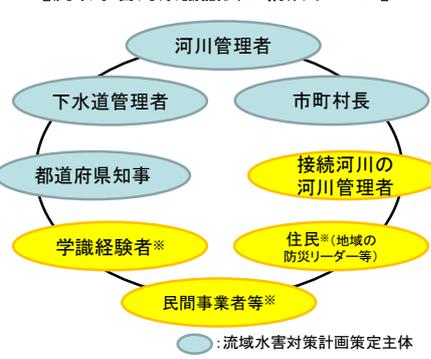
特定都市河川の指定
全国の河川へ指定拡大

流域水害対策協議会の設置
計画策定・対策等の検討

流域水害対策計画 策定
洪水・雨水出水により想定される浸水被害に対し、概ね20～30年の間に実施する取組を定める

関係者の協働により、計画に基づき「流域治水」を本格的に実践

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



（協議会設置）
国土交通大臣指定河川：設置必須
都道府県知事指定河川：設置任意

（構成員）
流域水害対策計画策定主体
接続河川の河川管理者
学識経験者その他の計画策定主体が必要と認める者

（協議事項の例）
流域水害対策計画の作成に関する協議
計画の実施に係る連絡調整

➡ **構成員は協議結果を尊重**

●：流域水害対策計画策定主体
※計画策定主体が必要と認める場合（任意）

流域水害対策計画に基づく流域治水の実践

河川改修・排水機場等のハード整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、**整備を加速化する**

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する**

- ①雨水貯留浸透施設整備計画の認定
都道府県知事等が認定することで、**補助金の拡充、税制優遇、公共による管理ができる制度等**を創設

- 対象：民間事業者等
- 規模要件：≥30m³（条例で0.1～30m³の間で基準緩和が可能）

- ②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる
- 対象：地方公共団体



雨水浸透阻害行為の許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることのないよう、一定規模以上の開発について、**貯留・浸透対策を義務付ける**

- 対象：公共・民間による1,000m²以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m³以上の防災調整池を保全調整池として指定できる

- 指定権者：都道府県知事等
- 埋立等の行為の**事前届出を義務化**

浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる

- 指定権者：都道府県知事
- 都市計画法上の**開発の原則禁止**（自己用住宅除く）
- 住宅・要配慮者施設等の**開発・建築行為を許可制**とすることで安全性を確保



浸水被害被害防止区域における居住誘導・住まいづくりの工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定できる

- 指定権者：都道府県知事等
- 盛土等の行為の**事前届出を義務化**
- 届出内容に対し、必要に応じて**助言・勧告**が可能



お知らせ

国土交通本省
同時発表

記者発表資料
配布日時

令和4年3月28日
14:00

■同時発表先：

合同庁舎記者クラブ・鳥取県政記者会・島根県政記者会・岡山県政記者クラブ
広島県政記者クラブ・三次記者クラブ・山口県政記者クラブ・山口県政記者会・山口県政滝町記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

江の川水系江の川等の特定都市河川指定に向けて 流域の自治体等への意見聴取を実施します ～中国地方初となる指定手続きに着手～

国土交通省では、令和3年11月1日に施行された改正特定都市河川浸水被害対策法に基づき、江の川水系江の川等の特定都市河川指定に向けた関係者への事前の意見聴取を実施します。

- 気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図る「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号。通称「流域治水関連法」)が令和3年5月10日(月)に公布され、同年11月1日(月)に全面施行となりました。
- 国土交通省では、流域治水の本格的実践に向けて、流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法(以下「法」という。)に基づき、順次、特定都市河川の指定を全国の河川に拡大し、流域治水関連法の枠組みによる取組の一層の強化を図ることとしています。
- このたび、中国地方では初となる一級河川江の川水系江の川等の計43河川の特定都市河川指定に向けて、法第3条第8項の規定に基づき、当該河川の流域をその区域に含む広島県及び県内の4市町の長と、当該河川の流域に係る下水道管理者への意見聴取の手続を開始しましたのでお知らせします。

(添付資料)

- 別紙1 法的枠組みを活用した「流域治水」の本格的実践
- 別紙2 江の川水系江の川等の概要

【問い合わせ先】

国土交通省 中国地方整備局

☎ (082) - 221-9231 (代表) (平日昼間)

河川部	河川調査官	しょうじ 庄司	しゅんすけ 俊介	(内線 3513)
	河川計画課長	はせがわ 長谷川	ふみあき 史明	(内線 3611)

江の川水系江の川等の概要

河川区間：江の川水系江の川(粟屋地点より上流)等の計43河川

流域面積：約670km²(広島市の一部、三次市の一部、安芸高田市の一部、北広島町の一部)

